

球磨村しごと創生協議会運営業務
公募型プロポーザル実施要領

球磨村しごと創生交付金交付要綱に基づく球磨村しごと創生交付金を適正かつ円滑に運用し、村内での雇用の拡大を図ることを目的として設置された球磨村しごと創生協議会を運営するにあたり、民間事業者が持つ知識・経験・技術等を活用するため、運営業務を受託する事業者を選定する手続きを以下のとおり定める。

1. 委託業務の名称
球磨村しごと創生協議会運営業務
2. 委託業務の内容
別紙「球磨村しごと創生協議会運営業務仕様書」のとおり
3. 委託業務の期間
契約締結日から平成29年2月28日（火）まで
4. 委託料上限額
予算計上額10,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
※企画内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格ではない。
5. 契約方法
公募型プロポーザル方式による随意契約
6. 参加資格要件
本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 公募開始の日から契約締結日までのいずれの日においても、球磨村の工事請負契約及び委託契約に係る指名停止の措置をうけていない者であること。
 - (3) 公募開始の日から契約締結日までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。
 - (4) その他、法令等に違反していない者又は違反する恐れがない者であること。
 - (5) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
 - (6) 本業務を一括再委託しない者であること。
 - (7) 地方公共団体等で同種又は類似の業務を受託した実績があり、九州内に本店又は支店（営業所）を有する者であること。ただし、実績が無い場合にも、業務を遂行する能力があり、かつ確実に履行できる見込みのある者も可とする。

なお、参加申込書等が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害される恐れ

がある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

7. スケジュール

平成28年	5月16日(月)	実施要領公告(公募開始)
	27日(金)	質問受付期限
	30日(月)	質問に対する回答
6月	3日(金)	参加申込書提出期限
	6日(月)	参加承認通知
	13日(月)	企画提案書提出期限
	15日(水)	一次審査(書類)
	20日(月)	二次審査(プレゼンテーション)
	21日(火)	審査結果通知

8. 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下のとおり参加申込書(別記様式1)を提出すること。なお、参加申込書が提出されない場合は、企画提案書を受け付けられないものとする。

(1) 受付

休日・祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出期限

平成28年6月3日(金)午後5時(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送については期限までに必着すること)

(4) 参加承認

球磨村の承認を受けないかぎり、本プロポーザルには参加できない。参加承認の可否は、平成28年6月6日(月)午後3時までに電子メールにより通知する。なお、参加申込書を提出したにもかかわらず、連絡が無い場合は、担当部署あてに電話確認することができる。

(5) 参加辞退

参加申込書を提出した者は、参加辞退届(別記様式2)の提出により、いつでも本プロポーザルへの参加を辞退することができる。

9. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

平成28年5月27日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

質問書(別記様式3)により電子メールにより提出すること。

(3) 質問に対する回答

平成28年5月30日(月)正午までに球磨村公式ウェブサイトに掲載する。
なお、質問者名は公表しない。

10. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書(任意様式)

仕様書に示す内容に沿って作成すること。正本(1部)に、企画提案書提

- 出書（別記様式4）を添付して提出すること。
- ②業務工程表（任意様式）
作業項目ごとに示した工程表を作成すること。
 - ③会社概要書（任意様式）
会社等の特色・PR等を作成して提出。
 - ④業務実績書（任意様式）
地方公共団体等の同種又は類似の業務の受託実績について記載すること。
 - ⑤誓約書（別記様式5）
 - ⑥見積書（任意様式）
項目ごとの経費を積算した内訳書を添付すること。合計額には、消費税及び地方消費税を含めること。
- (2) 作成方法
提出書類はA4版で統一して作成すること。ただし、会社概要書として作成済みのパンフレット等を使用する場合を除く。
- (3) 提出部数
正本1部、副本（写し）5部
- (4) 受付
休日・祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで
- (5) 提出期限
平成28年6月13日（月）午後5時（必着）
- (6) 提出方法
持参又は郵送（郵送については期限までに必着すること）

1 1. 審査及び選定方法

- (1) 審査委員会
審査は、村長、副村長、教育長、総務課長、企画振興課長、で構成する審査委員会により行う。
- (2) 審査方法
企画提案書提出者が3者を超える場合には、企画提案書の内容に基づく書類審査を実施する。3者以下の場合には、プレゼンテーションのみ実施する。
- ①一次審査（書類審査）
 - ・企画提案書及びその他提出書類に基づく書類審査を実施する。
 - ・一次審査の結果は、電子メールにより速やかに通知する。
 - ・一次審査通過者には、二次審査（プレゼンテーション）を実施する。
 - ②二次審査（プレゼンテーション）
 - ・二次審査の実施場所及び実施時間は、一次審査の結果通知と併せて通知する。
 - ・二次審査への出席者は3名以内とする。
 - ・二次審査の時間は20分程度とし、その後質疑応答を行う。
 - ・二次審査において、パソコン・プロジェクター等を使用する場合には、各自で準備すること。
 - ・審査の結果は、平成28年6月21日（火）午後5時までに電子メールにて通知する。また、球磨村公式ウェブサイトに掲載する。
 - ・二次審査に参加できない者は、審査対象から除外するものとする。
- (3) 選定方法

評価基準書（別記様式6）により審査を行い、最も評価点の高い者を第一優先交渉権者とする。

- ①選定にあたり、評価点と同点の者が2者以上あるときの対応
 - ・見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。
 - ・見積価格が同じ場合、審査委員長（村長）の審査を基に上位者を決定する。
 - ②有効な企画提案者が1者のみのときは、平均評価点が70点以上であり、審査委員会が適正な提案と判断する場合は第一優先交渉権者とする。
- (4) 審査の対象外となるもの
- ①見積価格が委託料上限額を上回る場合。
 - ②企画提案書等に虚偽の記載が判明した場合。

1 2. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為及び提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。
- (4) 第三者の著作権等の権利を侵害する提案があった場合。
- (5) その他、本要領に定める手続きを遵守しない場合。

1 3. 契約

契約内容及び契約金額は、第一優先交渉権者と、企画提案書等を基に協議したうえで決定し、随意契約により契約を締結する。なお、第一優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされた者と交渉する場合がある。

1 4. 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の書類等の修正・変更は不可とする。
- (3) 審査内容（評価点等）は原則として非公開とし、審査結果及び選定理由等についての問い合わせや異議申し立て等は認めない。
- (4) 提出書類は返却しないものとする。ただし、提出書類は提出者に無断で他の業務等に使用しない。
- (5) 本事業の成果物等にかかる権利は球磨村に帰属する。

1 5. 担当部署（書類等提出先）

〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地
球磨村 企画振興課 企画広報係（担当：佐々木）

TEL：0966-32-1114

FAX：0966-32-1230

電子メールアドレス：kikaku@vill.kuma.lg.jp

球磨村公式ウェブサイトアドレス：<http://www.kumamura.com/>

(別記様式1)

平成28年 月 日

球磨村長 柳詰 正治 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

参 加 申 込 書

球磨村しごと創生協議会運営業務公募型プロポーザル実施要領の趣旨を理解し、参加資格要件をすべて満たしていますので、プロポーザルへの参加を申し込みます。

【担当者連絡先】

所属部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

(別記様式2)

平成28年 月 日

球磨村長 柳詰 正治 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

参 加 辞 退 届

球磨村しごと創生協議会運営業務公募型プロポーザルに対し、参加を申し込みましたが、以下の理由により辞退します。

【辞退理由】

--

(別記様式3)

平成28年 月 日

球磨村長 柳詰 正治 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

質 問 書

球磨村しごと創生協議会運営業務公募型プロポーザル実施要領等について、次のとおり質問します。

【質問内容】

--

【担当者連絡先】

所属部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

※質問書は、平成28年5月27日(金)午後5時までに電子メールで送信してください。送信後、必ず電話連絡により受付の確認をしてください。

送信先メールアドレス：kikaku@vill.kuma.lg.jp

(別記様式4)

平成28年 月 日

球磨村長 柳詰 正治 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

企 画 提 案 書 提 出 書

球磨村しごと創生協議会運営業務公募型プロポーザル実施要領に基づき、企画提案書を提出します。

【担当者連絡先】

所属部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

(別記様式5)

平成28年 月 日

球磨村長 柳詰 正治 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

誓 約 書

球磨村が実施する球磨村しごと創生協議会運営業務公募型プロポーザルに参加するにあたり、関係法令等について再度認識のうえ厳正な手続きを行い、下記事項のすべてに該当する事業者であることを誓約します。

なお、虚偽、不正行為が判明したときは、いかなる処分に対しても異議を申し立てません。

記

- 1 球磨村しごと創生協議会運営業務公募型プロポーザル実施要領に記載された参加資格要件を満たした事業者であること。
- 2 球磨村しごと創生協議会運営業務委託契約履行期間中に、当該委託業務の業務工程管理運営を円滑かつ安定して実施できる能力を有すること。

(別記様式6)

評価基準書

評価項目	基準点	係数	評価点
1. 基本要件			
(1) 業務の理解度	5	/	/
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的、趣旨を十分に踏まえた提案がなされているか。 ・スケジュール計画（業務工程）は適切か。 		×3	
(2) 適格性・確実性	5	/	/
<ul style="list-style-type: none"> ・過去に類似業務の実績があり、事業を遂行するための専門知識・経験等の活用を期待できるか。 ・経験豊富で専門知識を有した者の十分な配置など、適切な体制がとられ、業務を円滑かつ着実に遂行できる体制が整っているか。 ・球磨村との業務分担や連携について明確であるか。 ・業務への意欲・熱意は感じられるか。 		×3	
2. 業務内容			
(1) 協議会委員候補者の選定	5	/	/
<ul style="list-style-type: none"> ・協議会が適正に機能する人選となっているか。 ・外部人材を積極的に選定しているか。 ・候補者の選定が具体的かつ現実的な提案となっているか。 		×2	
(2) 会議の開催	5	/	/
<ul style="list-style-type: none"> ・協議会委員に対する報酬及び費用弁償を適正に算定しているか。 ・協議会の庶務を円滑かつ着実に遂行できる体制が整っているか。 		×2	
(3) 交付金事業及びその事業主体に対する支援	5	/	/
<ul style="list-style-type: none"> ・調査やアドバイザー派遣などの実施能力を有しているか。 ・積極的に支援ができる提案となっているか。 		×2	
(4) 雇用創出・雇用拡大に関し必要な業務	5	/	/
<ul style="list-style-type: none"> ・独自の提案や創意工夫のある優れた提案がなされているか。 		×3	
3. プレゼンテーション	5		
<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい説明で、的確に質疑に回答できているか。 ・球磨村の現状認識を踏まえ、説明できているか。 ・企画提案書等の書類は見やすく、充実した内容となっているか。 		×2	
4. 見積内容	5		
<ul style="list-style-type: none"> ・見積額が委託料上限内であり、積算内訳が妥当であるか。 		×3	
		合計点 (100点満点)	